

～定例記者会見資料～

題 名：コンビニ納付の開始について

日 時：平成28年4月1日から

場 所：

内容

中津市の税や料金がコンビニエンスストアで納付できるようになります。

現在、市税や保険料・使用料などの納付方法については、納付書による金融機関での窓口納付か口座振替によるものが主になっております。

一方で、徴収率の確保や市民の利便性の向上などの観点から、市税等の納付方法の多様化が求められており、中津市でも検討を進めてまいりました。

中津市では平成28年4月よりコンビニエンスストアで市税や料金を納付できるようになりますのでお知らせします。

これからは全国のコンビニエンスストアで曜日や時間に関係なく納付できるようになりますので、市民の利便性が高まり、また市税等の徴収率のUPが期待できます。

コンビニエンスストアで納付できるようになる税などの種類は・・・

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、市営住宅使用料、上水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、特定環境保全公共下水道使用料、農業集落排水使用料、小規模集合排水使用料です。

説明者：収納課長

担当課：収納課

連絡先：0979-22-1115

平成28年4月コンビニ納付開始

現在の納付方法

- 納付書により金融機関窓口での納付
- 口座振替

納付可能となる曜日・時間帯

コンビニ店舗の営業時間内であればいつでも

納付可能なコンビニ店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー（北海道）、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソンストア100

※全国約60,000店舗、市内33店舗（H28.1月末時点）

コンビニエンスストアで納付できる納付書

- 平成28年4月以降に発行されたバーコードが印字された納付書

コンビニエンスストアで納付できない納付書

- バーコードが印字されていない納付書
- 破損・毀損などでバーコードが読み取れない納付書
- 納期限を過ぎた納付書
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付書
- 金額が訂正された納付書